

見附市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

平成25年6月18日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象児童)

第2条 本事業において補聴器購入費の助成を受けることができるのは、次の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児（以下「対象児」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。
 - (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。
- 2 前項に規定する児童が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象児及びその属する世帯の世帯員のうちいずれかの者について、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）における市民税所得割額が46万円以上である場合には、助成の対象としない。

(助成金の算定基礎)

第3条 この助成金の算定基礎となる額は、新たに補聴器を購入する経費又は別表に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「補聴器購入費」という。）として、助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）が実際に購入に要した額と別表の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額（以下「基準価格」という。）とを比較して少ない方の額とする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育・生活上等真に必要と認めた場合は、両側に装用することができるものとする。その場合の助成金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳に係る購入費として申請者が実際に購入に要した額と基準価格とを比較して少ない方の額とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条第1項に定める額の3分の2（1円未満切捨て）とする。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式）に、以下に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の知事が定める医師が、対象児の聴力検査を実施した上で作成した意見書（第2号様式）

(2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

(3) その他市長が必要と認めるもの

(所得審査)

第6条 市長は、対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第2条第3項の規定により対象外とならないことを確認するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、助成金を交付することを決定した場合は、申請者に軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（第3号様式）及び軽・中等度難聴児補聴器給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を交付し、却下することを決定した場合は、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（第5号様式）を、申請者に交付するものとする。

(補聴器購入)

第8条 申請者は、交付決定後すみやかに、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書に記載された補聴器販売事業者に給付券を提出し、補聴器を購入するものとする。

(助成金の請求)

第9条 補聴器を購入した申請者は、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書（第6号様式）に領収書を添付のうえ市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項又は次条第4項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、第4条の規定による交付額を上限として助成金を交付するものとする。

（助成金の代理受領）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者の利便性を考慮し、申請者からの委任に基づいて、助成金を申請者に代わり補聴器販売事業者に支払うことができる。

2 申請者は、委任を行う旨を給付券に記載することをもつて、助成金の請求及び受領を補聴器販売事業者に委任することができる。

3 申請者から委任を受けた補聴器販売事業者は、補聴器の引渡しの際に、申請者から利用者負担額の支払いを受け、領収書を発行するとともに、給付券の引き渡しを受けるものとする。

4 給付券の引き渡しを受けた補聴器販売事業者は、公費負担額に相当する額の請求書に給付券を添付して市長に提出するものとし、市長は、当該請求書及び給付券の提出をもつて、助成金の請求がなされたものとみなす。

（補聴器の管理）

第11条 申請者は、助成金に係る補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 市長は、申請者が前項の規定に違反した場合には、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係帳簿の整備）

第12条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金台帳（第7号様式）を整備するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド (注) イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型（レディメイド）	96,000		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格か	

	ら1枚につき3,600円 を除く。	
--	----------------------	--

第1号様式（第5条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書						
申請日 年 月 日						
(あて先) 見 附 市 長						
(申請者) 住 所						
氏 名						
対象者との続柄 ()						
電 話						
<p>下記のとおり補聴器購入費助成金の交付申請をいたします。 購入費助成の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。</p>						
助成 対象 児童	住 所					
	フリガナ 氏 名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
購入を希望する補聴器の種類						
購入を希望する業者名		名 称				
		所在地				
		電 話				
身体障害者手帳の申請の有・無		有・無 ※障害者総合支援法等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。				
最近5年間の補聴器の購入状況		右(有・無) 年 月 日購入 左(有・無) 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による交付 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給 <input type="checkbox"/> その他				
備 考						

第2号様式（第5条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書

助成対象 児童	住 所				
	氏 名		生年月日	年 月 日	
病 名					
障害部位 及びその 状況					
聴 力	右	d B	・	左	d B
補聴器の 要・否 及び効果	右（ 要 ・ 否 ） 左（ 要 ・ 否 ） (効果) (両耳に必要な場合、その理由)				
処 方					
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名 医師氏名 ㊞					

- ・本意見書の記載は、身体障害者福祉法による指定医が記入したものに限りません。
- ・聴力の測定は、平成15年1月10日付、厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部長通知（障発第110001号）の「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」に規定する純音オージオメータ検査によります。

第3号様式（第7条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書			
第		号	
年		月	
日			
様			
見 附 市 長 印			
さきに申請のありました補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。			
住 所			
フリガナ 氏 名		フリガナ 保護者氏名	
生年月日	年 月 日	性別	電話
支給番号	第 号	交付決定日	
決定内容	補聴器の種類： 処 方：		
決定業者	名 称		
	所在地		
	電 話		
基準額	見積額	利用者負担	公費負担額
円	円	円	円
備考			

第4号様式（第7条関係）

軽・中等度難聴児補聴器給付券			
支給番号	第	号	支給決定日 年 月 日
氏名			生年月日
居住地			
保護者氏名			続柄
補聴器の名称			
処方			
決定業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日 見附市長			
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名印 印
年 月 日			
(あて先) 見附市長			
(受任者) 住所 _____			
事業者名・代表者名 _____ 印			
電話 _____			
委任状			
(申請者)		は、補聴器購入費助成金の請求及び受領を行うことを	
(受任者)		に委任いたします。	
(委任者) 住所 _____			
氏名 _____ 印			

第5号様式（第7条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

見附市長



年 月 日に申請がありました交付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書

平成 年 月 日

（あて先）見 附 市 長

（請求者）

住 所

氏 名

印

次により、補聴器購入費助成金を請求します。

記

- 1 請求金額（公費負担額） 円
- 2 補聴器購入年月日 平成 年 月 日
- 3 添付書類 領収書

受 領 方 法	受 領 金融機関名	（ ）銀行・信用金庫・農協 （ ）本店・支店・支所		
	預金種別 該当を○で囲む	1 普通 2 当座		
	支店番号		口座番 号	
	（フリガナ） 口座名義人			

